

神奈川県司法書士会調停センター文書管理規程

平成20. 2. 1 理事会決議
令和 4. 3. 23 改正

(趣 旨)

第1条 この規程は、神奈川県司法書士会調停センター設置規則（以下「設置規則」という。）第26条並びに神奈川県司法書士会調停センター手続実施規程（以下「実施規程」という。）第34条第2項及び第35条第3項の規定に基づき、設置規則の施行に関し、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 この規程は、神奈川県司法書士会調停センター（以下、「本センター」という。）において管理する調停手続に関する書面又は電磁的記録の取扱いを定めることにより、本センターにおける適正な文書の管理及び保管に資することを目的とする。

(用 語)

第3条 この規程において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、設置規則及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）において使用する用語の例による。

(対 象)

第4条 この規程の対象となる文書とは、調停手続に関し、本センターが作成し、又は取得した書面及び電磁的記録のすべてをいう。

(責任者)

第5条 本センターに文書の管理を担当する責任者を置き、センター長をもって充てる。
2 センター長は、適正な文書の管理を図るため、文書取扱担当者を置く。
3 文書取扱担当者は、神奈川県司法書士会調停センター運営規程第14条第1項により指名された事務職員をもって充てる。

(文書の保管)

第6条 調停手続に関する書面は本会内の施設のできる管理庫に保管するものとし、電磁的記録に対するアクセス権限は、前条第2項の文書取扱担当者に限定する。
2 管理庫の鍵は、センター長が管理する。
3 電磁的記録は、アクセス制御に係るパスワードを設定して管理する。
4 文書の保管期間は、実施規程に定めるところにより調停手続が終了した日から10年間とし、保管期間満了後は、書面にあっては裁断し、電磁的記録にあっては当該記録

224 調停センター文書管理規程

を読み取ることができないよう消去して、廃棄しなければならない。

(文書閲覧等の禁止)

第7条 文書の閲覧は、次の各号に掲げる場合を除き、禁止する。

- (1) 実施規程第6条第3項に規定する公表資料を作成する場合
- (2) 実施規程第37条の規定により、利用者又は利用者であった者からの閲覧及び謄写の請求を認める場合
- (3) 実施規程第38条の規定により、証明書を発行する場合
- (4) 事件管理者又は手続実施者が必要とする場合であって、センター長が許可した場合
- (5) 前4号に掲げるもののほか、センター長が相当の理由があると認めた場合

附 則

(施行期日)

この規程は、実施規程の施行の日から施行する。

附 則

(施行期日及び経過措置)

- 1 この規程は、実施規程につき「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）による変更届が受理されたときから施行する。
- 2 本規程施行時に受託中の事件は新規程を適用するものとする。